

調書（決定）

平成 23 年（行ツ）第 224 号

平成 23 年（行ヒ）第 242 号

平成 24 年 1 月 12 日

最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 22 年（行コ）第 251 号, 第 263 号（平成 23 年 3 月 10 日
判決）

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは, 民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ, 本件上告理由は, 理由の不備をいうが, その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって, 明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 24 年 1 月 12 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

当事者目録

上告人兼申立人 株式会社ショウ・コーポレーション

被上告人兼相手方 神奈川県

補助参加人 神奈川県自動車教習所労働組合

同補助参加人 神奈川県自動車教習所労働組合湘南ドライビングスクール支部

同補助参加人 X1

同補助参加人 X2

同補助参加人 X3